

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 法人
税更正処分取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成23年3月29日棄却・不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年4月28日判決、本資料2
59号-78・順号11191)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年9月15日判決、本資料2
60号-155・順号11511)

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成●●年(〇〇)第●●号法人税更正処分取消請求事件について、同裁判所が平成22年9月15日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成23年3月29日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 大谷 剛彦

裁判官 寺田 逸郎

当事者目録

上告人兼申立人	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	福田 博 太田 洋 宮塚 久 黒澤 基弘 北村 導人 山田 裕貴 伊東 有理子 升村 紀章 佐藤 修二
同補佐人税理士	志茂坂 康史
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	江田 五月
同指定代理人	井越 満